

○厚生労働省告示第百七十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表第二中第二百十三号を第二百三十三号とし、第二百十二号を第二百三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三十二 連珠飲

別表第二中第二百十一号を第二百三十号とし、第二百六号から第二百十号までを十九号ずつ繰り下げ、第二百五号を第二百二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百二十四 抑肝散加芍しゃく薬黄連

別表第二中第二百四号を第二百二十二号とし、第二百三号を第二百二十一号とし、第二百二号を第二百十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百十九 味麦地黄丸

二百二十 明朗飲

別表第二中第二百一号を第二百十七号とし、第百九十一号から第二百号までを十六号ずつ繰り下げ、第百九十号を第二百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百六 附子理中湯

別表第二中第百八十九号を第二百四号とし、第百七十八号から第百八十八号までを十五号ずつ繰り下げ、第百七十七号を第百九十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十二 八解散

別表第二中第百七十六号を第百九十号とし、第百六十六号から第百七十五号までを十四号ずつ繰り下げ、第百六十五号を第百七十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

百七十七 当帰芍薬散加黄耆釣藤しやく しやく ぎ とう

百七十八 当帰芍薬散加人参しやく しやく

百七十九 当帰芍薬散加附子しやく しやく

別表第二中第百六十四号を第百七十五号とし、第百五十九号から第百六十三号までを十一号ずつ繰り下げ、第百五十八号を第百六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十九 定悸飲き

別表第二中第百五十七号を第百六十七号とし、第百五十二号から第百五十六号までを十号ずつ繰り下げ、第百五十一号を第百六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十一 知柏地黄丸ばく

別表第二中第百五十号を第百五十九号とし、第百四十九号を第百五十八号とし、第百四十八号を第百五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十七 竹葉石膏湯こ

別表第二中第百四十七号を第百五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十五 沢瀉湯しゃ

別表第二中第百四十六号を第百五十三号とし、第百三号から第百四十五号までを七号ずつ繰り下げ、第百二号を第百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九 芍薬甘草附子湯しゃく

別表第二中第百一号を第百七号とし、第八十五号から第百号までを六号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十 柴蘇飲さいそ

別表第二中第八十三号を第八十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十八 柴胡疎肝湯さいこ

別表第二中第八十二号を第八十六号とし、第七十一号から第八十一号までを四号ずつ繰り下げ、第七十号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四 杞菊地黄丸

別表第二中第六十九号を第七十二号とし、第三十七号から第六十八号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 枳縮二陳湯

別表第二中第三十五号を第三十七号とし、第二十八号から第三十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 加味四物湯

別表第二中第二十六号を第二十七号とし、第十九号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 解勞散